

鳥取県告示第 1081 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡南部町下中谷字ヒガラシ 449 の 1、字トチウ谷奥 719 の 7、上中谷字早稲谷 959 の 3、字早稲谷奥 960 の 1、961、961 の 1、962、964 の 1、965 から 968 まで、字早谷山奥 969 の 1、969 の 3、969 の 5、字野路山 972、973 の 1、973 の 3、974、975、977 の 1、977 の 3、字奥釜ヶ谷 978 の 1、978 の 3、979、981、字アラ田塚山 983 の 1、985 の 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）